九号事件について

被告らの控訴はいずれも棄却する。

号事件について

原告Aの控訴を却下する。

原告B、同Cの控訴を棄却する。

四、 原判決のうち、原告D、同E、同F、同G、同H、同I、同J、同K、同L、同M、同N、同Oに関する部分をつぎのとおりに変更する。

同K、同L、同M、同N、同Oに関する配力をつさいとのかに変更する。 1、 被告らは右原告らに対し原判決別紙物件目録第一記載の土地上に 堆積している廃木、岩石、屋根瓦などの物件を撤去せよ。 2、 被告らは、各自、原告D、同E、同F、同G、同H、同I治一、 同J、同K、同N、同Oに対し、原告一人につき金六万円宛を、原告P、同Q、同 Rに対し原告一人につき金二万円宛を支払え。

原告L、同Mを除くその余の原告らのその余の請求を棄却する。 訴訟費用のうち、当審において原告Aの支出した費用は同人の負 二審を通じ原告B、同Cの支出した分は同原告らの負担とし、その 担とし、 余の訴訟費用は第一、二審を通じて五分し、その一を右原告三名及び原告L、同M を除くその余の原告らの負担とし、その四を被告らの負担とする。

この判決は四項1、2に限り仮に執行することができる。 実

求める裁判

(被告ら)

原判決のうち、被告らの敗訴部分を取り消す。 1、

右部分につき、原告らの請求をいずれも棄却する。

訴訟費用は一、二審とも原告らの負担とする。

(原告ら)

本件控訴を棄却する。控訴費用は被告らの負担とする。

三五二号事件

(原告ら)

1、 原判決を次のとおり変更する。

被告らは原告らに対し原判決別紙物件目録第一記載の土地(本件道路とい う)上に堆積している廃木、岩石、屋根瓦などの一切<u>の</u>物件を撤去せよ。

3, 被告らは連帯して原告M、同A、同Lを除く原告らに対し各一〇万円を支 払え。

4、 訴訟費用は被告らの負担とする。

5. 仮執行の宣言。

(被告ら)

本件控訴を棄却する。控訴費用は原告らの負担とする。

事実上の主張

亡Sは、本件道路を、所有者のWか相続税の支払いにも窮していたところ から、非常な安値で買い受け、本件道路上に強引に建物の建築をしたのである。亡 Sは、これまでにも、しばしば違法建築をした前歴があり、本件道路の購入が不法 建築の既成事実化による莫大な利益の取得を目的としたことは明白である。

原告らが本件道路を通行使用する利益を妨害されている事実の詳細は次の とおりである。

原告Dは、昭和一九年五月一五日以来、現住所に居住し、現在、妻、長男 夫婦とその子とともに居住しており、昭和三七年六月以降現在まで右六名か道路の 自由な使用、通行を妨害されている。

2、 原告Eは、昭和二七年五月以来、現任所で居住し、現在、妻、二子、母とともに居住し、昭和三七年六月以降現在まで右五名が本件道路の自由な使用、通行 を妨害されている。

原告Fは、昭和三一年四月末日以来、現住所に居住し、現在、妻、子、母 とともに居住し、昭和三七年六月以降現在まで右四名が本件道路の自由な使用、通 行を妨害されている。

4、 原告Gは、昭和二三年四月以降、現住所に居住し、現在、二子とともに居 住し、昭和三七年六月以降現在まで右三名が本件道路の自由な使用通行を妨害され ている。

5、 原告Hは、昭和二四年一〇月二八日以降現任所に居住し、現在、他二名とともに居住し、右三名が本件道路の自由な使用、通行を妨害されている。

6、 原告 I は、昭和二四年一二月二五日以降、妻とともに現住所に居住し、昭和三七年六月以降現在まで右二名が本件道路の自由な使用、通行を妨害されている。

7、 原告Jは、昭和二〇年五月以降、一子とともに現任所に居住し、昭和三七年六月以降現在まで右二名が本件道路の自由な使用、通行を妨害されている。

8、 原告Kは、昭和二〇年九月一七日以降現任所に居住し、昭和三七年六月以 降現在まで本件道路の自由な使用、通行を妨害されている。

9、 原告Bは、昭和三九年三月以降現住所に居住し、現在、妻、二子とともに 居住し、右同月以降現在まで右四名が本件道路の自由な使用、通行を妨害されてい る。

10、 原告Pは、昭和二〇年一二月八日以降現任所に居住し、現在、二子と娘むこ原告Rの子三名とともに居住し、昭和三七年六月以降現在まで右六名が本件道路の自由な使用、通行を妨害されている。

11、原告Qは、昭和三八年五月以降母とともに現住所である原告P方の二階に居住し、前同月以降現在まで本件道路の自由な使用、通行を妨害されている。

12、 原告Cは、昭和三六年一一月以降妻とともに現住所に居住し、昭和三七年六月以降現在まで本件道路の自由な使用、通行を妨害されている。

13、原告Nは、昭和六年以降母とともに現住所に居住し、現在は母と子とともに居住し、右三名が昭和三七年六月以降現在まで本件道路の自由な使用、通行を妨害されている。

14、 原告Oは、昭和一〇年五月以降現住所に居住し、現在、長男夫婦、その 二子とともに居住し、右五名が昭和三七年六月以降現在まで本件道路の自由な使 用、通行を妨害されている。

亡Sは、本件道路上の違法建築につき、大阪市からの撤去命令を全く無視していたが、市において違法建築物撤去の代執行のために約五○名の人夫を本件道路附近に派遣するや、はじめて自らの手で違法建築物を撤去したもので、その後、本件道路には有刺鉄線を張りめぐらし、そこに違法建築物の資材を「二、三日おかしてく路には有刺鉄線を張りめぐらし、そこに違法建築物の資材を「二、三日おかしてくれ」といつて置いたまま一向に撤去することなく、全く用のない廃材と三○○キログラム以上の岩石多数を本件道路上に山積みにしたものである。被告会社あるいは工事現場より遠い本件道路上にこれらの廃材を置く必要は全くなく、原告らの本件道路の自由な使用、通行を妨害するために本件妨害物を山積みにしたことは常識上明白なことである。

三、 原告らば本件道路を使用、通行し得る法的根拠としては、生活権、地役権、囲繞地通行権によるものであることを順次主張し、右権利に基づいて本件道路の使用、通行の妨害排除を求めるものである。

原告らば本件道路につき通行地役権を有する。すなわち、訴外 T は、すでに本件道路附近に建物が建築された頃より居住者などの通行のために本件道路を道路とて提供していたものであり、提供される者は本件道路の両側に居住する者全体ある。このように、地役権の要役地側の当事者が多数であることは、本件道路が居住者などにおいて日常的に使用する公的道路であることを示している。殊に、本件道路が昭和八年九月二五日に大阪府知事より当時施行の市街地建築物法七条但書等が設路幅員一八尺の建築線の指定を受けており、右指定を受けた道路は現行建築場が設路に登上の道路とみなされるのであつて、本件道路の所有者は本件道路につきれる利用する権限を永久に居住者全体に対して無条件で提供したものと認められるからである。

一般に、地役権を有する者は土地所有者であるとされているが、さらに、土地の賃借人についても認めらるべきである。したがつて、本件の場合、本件道路に隣接する土地の所有者でない原告J、同B、同P、同R、同Q、同C、同N、同Oらにも隣接土地の賃借人もしくは同地上家屋の賃借人として地役権を有するものと認めるのが至当である。

原告らは、その有する地役権につき登記を有しないけれども、被告らは登記の欠缺を主張し得る正当な利益を有する者にはあたらず、原告らはその地役権をもつて被告らに対抗し得るものである。すなわち、本件の場合は、そもそも登記によつて確認するまでもなく、本件道路を附近住民において道路として使用していること、

従前の本件道路の所有者が全く異議をとなえることなく、積極的に道路として提供していることは本件現場をみる者にとつては明らかであつて、一見にして、地役権の存在が了解し得るのである。殊に、前記のとおり本件道路は道路位置指定を受けているのであるから、亡Sがこのような負担つきのまま本件道路を買い受けたものであることは明らかであり、以上の理由により、被告らは原告らが通行地役権につき登記を有せず、対抗要件が欠けていることを主張し得る正当な利益を有する第三者にはあたらないものといえる。

さらに、原告らは時効による地役権を取得したものであることを主張する。原告らはその前所有者あるいは前居住者をも加えると、昭和四年以降善意、平穏かつ公然に本件道路を使用、通行してきたのであるから、本件道路の通行地役権を時効により取得したものである。

四、原告ら(原告M、同A、同Lを除く)家族は、原告B、同Qを除き、亡Sが本件道路を購入し、その自由な使用、通行を妨害する以前より居住するものである。原告自己である。原告自己である。原告自己である。原告自己である。原告自己である。原告自己である。原告自己である。原告自己である。原告自己である。原告自己である。原告自己である。所告自己的である。原告自己的である。自己的である。自己的である。自己的である。自己的である。自己的である。自己的である。自己的である。自己的である。自己的である。自己的である。自己的である。自己的である。自己的である。自己的である。自己的である。自己的である。自己的である。自己的である。自己的である。自己的である。自己的である。自己的である。自己的である。自己的である。自己的である。。

(被告ら)

一、 袋地について隣接地の通行権を認めるのは、袋地を利用価値あらしめるために公益上の必要性からこれを認めるものであり、したがつて、通行する隣接地の範囲はその必要性に基づいて決せらるべきものである。本件について、原告らに本件土地を通行する権利があるとしても、原告らの便宜のため、あるいは利益のためには、隣接地の所有者たる被告Sらに生ずる損失は何ら考慮することなく使用し得るものではない。したがつて、囲繞地通行権が原告らに認められるとしても本件道路全部につき通行利用を許すべきものではない。

二、 原告らの時効による地役権を取得したとの主張事実はこれを否認する。 以上のほか、双方の事実上の主張は、原判決に事実摘示として記載されていると ころと同じであるから、該記載をここに引用する。

第三、 証拠(省略)

第一、 原告Aの控訴の適法性について

記録によると、原審において、原告Aは被告らに対して、「被告らは原告Aに対し、原審において、原告Aは被告らに対して、「被告らは原告Aに対し、本件道路上に堆積している廃木、岩石、屋根瓦など一切の物件を撤去せよの通告Aの事業の原因として、第一次的に、被告らが本件土地上の原告Aの原告及び事業を不法に侵害したことを理由として、右請求原因の非常を求めた。地役権、囲繞地通行権を求めれる。本件土地上の通行妨害物の排除を求めれる。本件土地上の通行妨害物の排除を求めれる。本件土地上の通行妨害物の排除を求める。として「で、第三次請求原因である囲擁地通行権に基く通行妨害をであることがであることができる。といるがら、原告が同一の請求を理由づけるために数個のそれぞれ独立したのと主張する場合に、不利の言葉を理由ではる数個の言葉を見る。

しかしなから、原告か同一の請求を埋田つけるために数値のそれぞれ独立した原因を主張する場合に、原告の主観に従つて右各請求原因に主位的豫備的等の優劣の順序を付して主張しでも、訴訟法上は同一請求の趣旨を理由づける数個の請求原因相互間には優劣、先後の区別なく、並列的、択一的な請求原因として取扱うべきものであるから、原告Aが前述のように数個の請求原因の一によつてその請求の全部を認容された以上、(他の請求原因を不当として斥けられでもそれは判決主文に影響しない判断に当るので、右判断に対する不服は許されない。)同原告の本件控訴は控訴の利益なく不適法として却下を免れない。

地役権に基く妨害排除請求について

本件道路の地理的状況、その利用関係についての紛争の経過について 原判決一四枚目裏三行目「本件道路と」との記載から同一六枚目表七行目末尾ま でを引用する。但し、同一五枚目裏三行目から四行目にかけての「前所有者」との記載から同五行目の「こともあり、」との記載までを削除し、一五枚目裏末行の 「被告Sは、」のつぎに、「自己所有ではない部分があつたので、」と追加する。 本件道路に隣接する各土地の所有権、同土地上の家屋の所有権、賃貸借お よび居住関係の変遷および現状について

原判決一七枚目表九行目冒頭から同一八枚目表七行目末尾までを、つぎのとおり

追加、変更、訂正の上、ここに引用する。

引用に係る原判決が一の事実の認定に用いた各証拠に、弁論の全趣旨 により真正に成立したものと認める甲三〇号一証の二、三、三二号証を追加する。

同一七枚目裏三行目に「九月」とあるのを「一〇月」と訂正し、同一 七枚目裏八行目に「同二九」とある次に「年」と追加し、同末行に「同番の三〇」 とあるのを「同番の二〇」と訂正する。

同一八枚目表四行目の「物納され」との記載の次に、 「たこと。」と 追加し、同五行目冒頭から六行目末尾までを削除し、その代りに、行を変えて次の とおり追加する。

「5、原告らの居住する各家屋およびその各敷地の所有権、賃貸借、居住関係の 変遷の経過および現状は原判決事実摘示請求原因二(原判決四枚目表七行目冒頭か ら同六枚目裏七行目末尾まで)の記載並びに原判決添付の物件目録第二の記載のと おりであること。(但し、(2)の土地の所有名義は原告Eの母U名義で、 3) の原告Mの所有地はM名義であつて、(10) の原告Qの入居年月日は昭和四 〇年一〇月である。)

本件道路が建築基準法にいわゆる道路に該当することについて 原審での検証の結果、公文書であるから真正に成立したものと認める甲二四号

証、成立に争いのない甲二五号証によれば、

原告らの居住する家屋、敷地、本件道路の位置関係が別紙図面のとおりであつ て、本件道路は、大阪府知事によって昭和八年八月二一日に旧市街地建築物法によ る建築線指定を受けており、建築基準法四二条一項三号にいう道であつて、同条の 道路に該当するものである

ことが認められる。

地役権の存在について

以上認定の事実によれば、本件道路の北側に存する旧二六、二七番の土地が訴外 Vより昭和二三年五月頃、大蔵省(国)に物納されたとき、国と訴外Vとの間に、 本件道路の南側に存する三三番の三の土地が、訴外Vより昭和二二年一〇月頃、原 告Mに譲渡されたとき、原告Mと訴外Vとの間に、同じく南側に存する三三番の一 六、一七の土地が訴外Wより訴外Xに譲渡されたとき、訴外Xと訴外Wとの間に、 それぞれ本件道路について地役権設定契約が成立するに至つたものとみるべきであ る。すなわち、右各時期において本件道路と右各土地の所有者が異るに至つたが、 従前どおり、右所有者、家屋居住者が本件道路を通行していたものであつて、これ につき何人からも異議が出た形跡がないのである。

右旧二六番、二七番の各土地については、現在分割されて原告D、同E、同F 同G、同H、同I、同K、同A、同L、同M(以上の原告らを土地所有者である原告らという)がさきに認定したように、所有しているのであるから、国の本件道路に対する地役権をそれぞれ承継しているものである。

さらに、原告Jは、二六番の九の土地を国から賃借りし、原告N、同Oは三三番の一六、一七の土地を、同地上家屋を賃借りすることによつて、訴外Xからあわせ て賃借りしているのであるから、賃借権に基づいて国、訴外Xの本件道路に対する 地役権を代位して行使し得るものである(国、Xが本件地役権に基づいて妨害排除 請求訴訟を提起していることを認め得る資料はない)。 五、 地役権未登記によるその対抗力の存否について

土地の所有者である原告らが本件道路の地役権を登記していないことは自認する ところであり、国、訴外Xが同じく地役権を登記していることを認めるに足りる証 拠はない。

〈要旨第一〉しかしながら、亡Sは、原審での尋問結果によつても明らかであるよ うに、土地の購入、建売住</要旨第一>宅の建築及び販売を目的とする被告会社の社 長、会長を歴任してきた人物であり、本件道路を購入するにあたつても、単に、不

動産登記簿を閲覧するだけでなく、本件道路及びその附近を現に確認して、その現況を知つたうえで購入したものと推認すべきであり、本件道路附近を一見するならば原告らが道路として使用していること、本件道路につき地役権もしくは何らかの権利が存すること、建築基準法所定の道路であることを了知し得べきものである。右の事情のもとでは、亡Sは本件道路所有者がその上の通行を忍受しこれを妨害してはならない義務を負うことを知りながら其の所有権を取得したのであつて仮に本件道路について前記地役権の生じた経過を知らなかつたとするも、本件道路の地役権の登記がされていないことを理由としてその対抗力を否定し得る正当な利益を有する第三者であるとはいえない。以上の説明により、被告会社が右第三者にあたらないことも明白である。

六、 地役権に基く妨害排除請求について

よつて、本件道路隣接土地の所有者である前記各原告、国及び訴外Xは、いずれも本件道路の地役権の登記を経由していないけれども、その地役権を被告らに対して主張し得るものであるから、土地所有者である右各原告、並びに国および訴外Xの地役権を代行する原告」、同N、同Oが右地役権に基づいて本件道路上に妨害物を放置している被告らに対してその撤去を求める請求は、その余の請求原因につい審理するまでもなく、その理由がある。

七、 地役権に基く妨害排除請求権を有しない各原告について

原告B、同P、同R、同Q、同Cは、家屋ひいては土地の賃借人であつて、本件道路に沿う土地の所有者ではないから、独自の地役権を有せず且つ土地所有者である原告L、同A、同Mが地役権に基づいて本訴妨害排除請求訴訟を提起していることは記録上明らかであるから、同原告らが地役権に基づいて本訴の妨害排除を求めるのは失当というほかはない。

第三、 不法行爲を原因とする妨害排除の請求について

不法行為の被害者は、不法行為によって生じた被害者を継続的に加害する違法状態が現存し、右違法状態が将来に亘つて存続する性質のものであり、を請求をとるであると解するのが相当である。けだし、不法行為によるできると解するのが相当である。けだし、不法行為によるでは最後である。は、一人のは、一人のは、自己のである場合に、一人のは、自己のである。は、一人のである。は、一人のである。は、一人のである。は、一人のである。は、一人のできると、一人のできると、一人のできるとは、一人のできると、一人のできると、一人のできると、一人のできると、一人のできると、一人のできると、一人のできると、一人のできると、一人の場合について判断するに、さきに認定した事実関係によると、本件道路本件の場合について判断するに、さきに認定した事実関係によると、本件道路、本件の場合について判断するに、さきに認定した事実関係によると、本件道路では、一人の場合について判断するに、さきに認定した事実関係によると、本件道路では、一人の表には、さきに認定した事実関係によると、本件道路では、一人の場合について判断するに、さきに認定した事実関係によると、本件道路である。

建築基準法所定の通路に当り、被告ら先代亡Sが昭和三七年六月本件道路上に建物の建築を開始してその通行を妨害し、その後大阪市から右建物の撤去命令を受けてこれを撤去したが、同年八月初旬頃から同道路上に被告会社所有の多量の廃木、岩石、屋根瓦等を堆積放置してその通行を妨害し、その後昭和四八年一月三日右Sが死亡して被告らが同人を相続した後も、引続いて被告ら及び被告会社は前記道路上の堆積物をそのまま放置し、現在においても右道路の通行妨害を継続していて、右違法状態は将来も継続すべき状況にあり、且つ、右通行妨害物は通常の方法で取り除くことができる性質のものであることが認められる。

そこで、自分自身の地役権または他人の地役権の代位行使に基づく妨害排除請求を認っているかった前記各原告について、個別的に、右通行妨害によりは法ののから、個別的に、右通行妨害によりによるのから、個別的に、右通行妨害によりになるに値がある。一個のは一個のないで、自動を表現した。一個のないのは一個のないで、一個のないのは一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないに、一個のないに、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のないで、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個のない、一個の

第四、囲繞地通行地役権に基づく通行妨害物収去の請求について

原告B、同Cは、いずれも、本件道路に隣接する土地の所有者ではなく、且つ、同人らの居住する住宅がいずれも本件道路以外の通路を経由して公道に達することができる地理的関係にあることは即に述べたとおりであるので、本件道路について囲繞地通行地役権もまたその使用権も有しないこと明白である。よつて、同原告らの被告らに対する右権利を不法に侵害されたことを原因とする通行妨害物の収去請求もまた排斥を免れない。

第五、損害賠償の請求について

被告ら先代亡Sおよび被告会社が本件道路上に前記廃木等の通行妨害物を放置し、右Sの死亡後も、同人の相続人である被告らと被告会社が引続いて右状態をそのまま放置し、よつて原告D、同E、同F、同G、同H、同I、同J、同K、同N、同Oの同道路についての前記の地役権またはその使用権を不法に侵害し、同原告らに対し、長年にわたつて肉体的精神的苦痛を与えて来たことは、さきに判示した事実関係に徴し明白である。また、原告P、同Q、同Rが被告ら及び被告会社の不法行為により肉体的、精神的苦痛を受けたことは前述したとおりである。よつて、被告らは、先代Sの右原告らに対する慰藉料支払義務の相続人兼自分自身の不

法行為による慰藉料支払義務者として、共同不法行為者である被告会社と共に非真性連帯債務関係をもつて、右原告ら各人に対し損害賠償の支払義務があることが認められる。

そこで、右賠償すべき数額について判断するに、原告P、同Q、同Rの不法行為を原因とする通行妨害物排除請求に関する判断に用いた証拠と同様の証拠による、原告Pらの前記被告して使用権を不法に侵害された前記の原告られる原告を不法に侵害との意識を表する。原告Pらの前記被害と同種の肉体的、精神的苦痛を味つたの。原告P、のQ、同人大居である。原告Pらの前記被害と同種の内であった。原告Pらの前記を可能の方に強度のものであった。原告Pらの原告Pられる。原告Pらの原告の方に強度の表示に強力である。原告P、同人大居である。原告Pられる。原告Pられる。原告Pられるである。を表示の意味が少く、その東側を有力には一方でととである。を表示の意味料の額も、の受けたいのでは、そのは一方によるでは、そのでは、一方において原告らがは、その他介護を受けたが、を表示の意味を表示のでは、同日のでは、同日の、原告P、同口、同日につきを一方円宛の、原告P、同口、同日につきを一方円宛のを表示方円宛の、原告P、同口、同日につきを一方円宛のを表示方円宛の、原告P、同口、同日につきを一方円宛のを表示方円宛の、原告P、同口、同日につきを一方円宛のを表示方円宛の、原告P、同口、同日につきを一方円宛のを表示の意味を表示が表示といる。

第六、 結 論

以上の理由により、被告らの控訴はすべて理由がないので棄却し、原告らの控訴のうち、原告Aの控訴を却下し、原告C及び同Bの控訴を棄却し、原判決中、その余の原告に関する部分を主文四項のとおりに変更し、訴訟費用の負担について、民訴法八九条、九二条、九六条を、仮執行の宣言につき同法一九六条を適用し、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 長瀬清澄 裁判官 岡部重信 裁判官 小北陽三)